

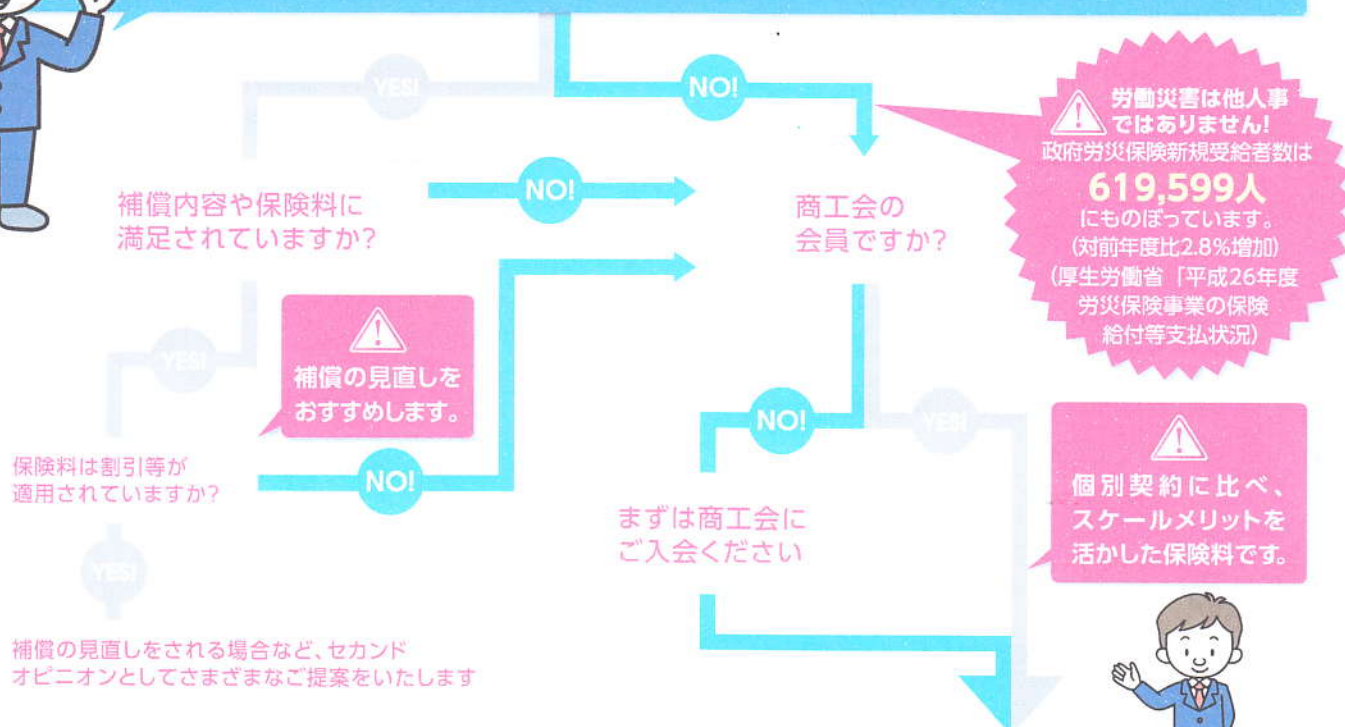
商工会 会員のみなさまへ

業務災害保険のご案内

(業務災害補償保険)



経営者として業務上の災害にかかわる“もしも”に備えていますか？



業務災害保険をおすすめします!

会員事業者のみなさまが補償金等を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします!

メリット
1

44%割引※1+リスク診断割引0~20%※2 最大約55%割引

※1 被保険者数割引(最大20%)、損害率による割引(最大30%)が適用されます。
※2 業務災害補償保険告知事項申告書による告知内容により、最大20%割引が適用されます。

メリット
2

スピーディーな保険金支払い!

労災事故が発生した場合、政府労災保険の認定とは別に保険金をお支払いします(*)。
(*) 保険金のお支払いは、政府労災保険の認定とは連動しないため、政府労災保険の認定を受けた場合でも保険金をお支払いできないことがあります。ただし、メンタルヘルス対策費用特約、労災認定身体障害追加補償特約については、政府労災保険の認定を受けたものに限り、政府労災保険からの給付額を差し引いた額を保険金としてお支払いするため、政府労災保険に加入している場合は、政府労災保険への給付請求が必要となります。

事故発生!

労災認定とは別に

保険金をお支払い!

メリット
3

経営事項審査の加点対象! (平成29年7月1日現在)

経営事項審査の審査項目に定める「法定外労働災害補償制度の加入」に該当し、「労働福祉の状況(W1)」において15ポイントの加点評価が得られます。
(注1) 死亡補償保険金および後遺障害補償保険金をともに補償すること等、所定の要件を満たすことが必要です。
(注2) 自動車搭乗中補償対象外特約をセットした場合、経営事項審査の加点対象外となる可能性があります。

メリット
4

充実した付帯サービス!

貴社の人事・労務に関するお悩みにお答えする充実の付帯サービスです。
メンタルヘルスに関わる人事マネジメントや法律・税務相談などに、専門スタッフが電話でアドバイスします。(すべての契約に付帯されます。)
「ストレスチェック支援サービス」
ストレスチェック実施のためのWEB環境をご提供します。個人分析・組織分析の結果をWEB上でフィードバックします。

「人事・労務相談デスク」

メンタルヘルスサポート

法律・税務・人事労務相談

ベーシックプラン 必要な補償を揃えたスタンダードなプランです。

死亡補償保険金 従業員への補償

従業員等が死亡した場合

例) 業務中に足場を踏み外して高所から転落し、ケガをして亡くなったため、事業者が補償金を支出した。



後遺障害補償保険金 従業員への補償

従業員等に後遺障害が残った場合

例) 業務中に重機の下敷きになってケガをして、後遺障害が残ったため、事業者が補償金を支出した。



入院補償保険金 従業員への補償

従業員等が入院した場合

例) 業務中に工場内での作業によりケガをして、入院したため、事業者が補償金を支出した。



手術補償保険金 従業員への補償

従業員等が手術を受けた場合

例) 出勤途中に交通事故でケガをして入院し、手術を受けたため、事業者が補償金を支出した。



通院補償保険金 従業員への補償

従業員等が通院した場合

例) 業務中に会社の階段で転んでケガをして、通院したため、事業者が補償金を支出した。

(注) 実際に通院した日のみが補償対象となります。



労災認定身体障害追加補償特約 従業員への補償

従業員等の脳疾患、心神喪失等が労災認定された場合

例) 過労が原因で急性心筋梗塞を発症して、亡くなったため、事業者が補償金を支出した。

(注) 役員等については、政府労災保険の特別加入者である場合のみ、補償対象となります。



使用者賠償責任補償特約 企業の補償

業務上の事由による加入期間中の従業員等のケガまたは病気のために、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償します。



事業者費用補償(ベーシック)特約 企業の補償

● 死亡補償保険金または後遺障害補償保険金をお支払いする場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に事業者が実際に負担した、葬儀費用や花代等の臨時の費用を補償します。

● 再発防止対応等のためのコンサルティング費用(*)を補償します。

(*) 引受保険会社の書面による同意を得て支出した日本国内で行うものに限りします。



メンタルヘルス対策費用特約 企業の補償

うつ病等の精神障害により休職した従業員等の、職場復帰に係る費用等を補償します。

(注) 労災保険法等の給付が決定した精神障害に限りします。

役員等については、政府労災保険の特別加入者である場合のみ、補償対象となります。



雇用慣行賠償責任補償特約 企業の補償

ハラスメント・不当解雇等の不当行為に起因して、従業員等より加入期間中に事業者等に対して損害賠償請求がなされたことにより、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償します。



事業者費用補償(ワイド)特約 企業の補償

● 従業員等が業務に従事している間に身体障害を被った場合または「雇用慣行賠償責任補償特約」に規定する損害賠償請求がなされた場合、もしくは損害賠償請求がなされたものとみなされる場合で、その事象の発生の日からその日を含めて180日以内に事業者が実際に負担した、葬儀費用や花代等の臨時の費用を補償します。

● 再発防止対応等のためのコンサルティング費用(*)を補償します。

● 死亡事故等が発生したことにより失ったブランドイメージの回復のための広告宣伝活動等に要した費用、コンサルティング費用(*)を補償します。

(*) 引受保険会社の書面による同意を得て支出した日本国内で行うものに限りします。

ベーシックより
補償対象を拡大!



上記プランに加え、オプション補償やフリープランでの設計もご用意しています。

● このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細はパンフレット「業務災害保険」をご覧ください。

<ご連絡先>

【引受保険会社】三井住友海上火災保険株式会社

■ 募集代理店 ■

三井住友海上火災保険株式会社

〒460-0008

名古屋市中区栄2-9-15三井住友海上名古屋しらかわビル8階

成田 祐司 携帯番号：090-5119-9360

土佐 滋 携帯番号：080-5165-6346

■ 商工会名 ■

日進市商工会

〒470-0122 愛知県日進市蟹甲町中島35番地

TEL:0561-73-8000 FAX:0561-73-8003